

笠間市告示第267号

令和6年第2回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年5月23日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和6年5月30日（木）

2 場 所 笠間市議会議場

令和6年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
5月30日	木	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
5月31日	金	休 会	議案調査
6月 1日	土	休 会	
6月 2日	日	休 会	
6月 3日	月	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会〕
6月 4日	火	休 会	常任委員会（総務企画）
6月 5日	水	休 会	常任委員会（教育福祉）
6月 6日	木	休 会	常任委員会（建設産業）
6月 7日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月 8日	土	休 会	
6月 9日	日	休 会	
6月10日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月11日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
6月12日	水	休 会	議事整理
6月13日	木	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会〕

令和6年第2回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和6年5月30日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長 山口伸樹君

副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君
市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	木村成治君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
教育部長	松本浩行君
消防長	菌部恵一君
会計管理者	西山浩太君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程第1号

令和6年5月30日（木曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 委員会提出議案第4号 笠間市議会規則の読点の表記を改める規則について
- 日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第9号））

- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 諮問第3号 審査請求に関する諮問について
- 日程第7 議案第42号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第43号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第44号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第45号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第46号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第47号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第51号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第52号 動産購入契約の締結について
- 日程第16 議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第17 議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 委員会提出議案第4号 笠間市議会規則の読点の表記を改める規則について
- 日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第9号））
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 諮問第3号 審査請求に関する諮問について
- 日程第7 議案第42号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて

- 日程第 8 議案第43号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第44号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第45号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第46号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第47号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第51号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第52号 動産購入契約の締結について
- 日程第16 議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第17 議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

午前10時00分開会

表彰状の伝達

○副議長（内桶克之君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ち、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から表彰状が贈られていますので、ここで伝達を行います。

議会事務局長に発言させます。

○議会事務局長（山田正巳君） それでは、全国市議会議長会及び茨城県市議会議長会からそれぞれ議員25年の特別表彰をお受けになられました大関議長、演壇の前までお進み願います。

○副議長（内桶克之君）

表彰状

笠間市 大関久義殿

あなたは、市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第100回定期総会に当たり、本会表彰規程により特別表

彰をいたします。

令和6年5月22日

全国市議会議長会会長 坊 恭寿（代読）

〔表彰状伝達、拍手〕

○議会事務局長（山田正巳君） 続きまして、茨城県市議会議長会議員25年の特別表彰でございます。

○副議長（内桶克之君）

表彰状

笠間市議会議員 大関久義殿

あなたは、市議会議員の職にあること25年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

令和6年4月22日

茨城県市議会議長会会長 大津亮一（代読）

〔表彰状伝達、拍手〕

○議会事務局長（山田正巳君） 表彰状の伝達は以上でございます。

開会の宣告

○議長（大関久義君） 皆さん、おはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（大関久義君） ここで市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） まず、挨拶に入ります前に、一言お祝いを申し上げたいと思います。

ただいま、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会の特別表彰を受けられました大関議長、誠におめでとうございます。長年の御労苦に深く敬意を表するとともに、さらなる御活躍を御期待を申し上げたいと思います。

さて、令和6年第2回笠間市議会定例会の開催に当たり、御挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位には公私とも御多忙の中御参集をいただき、御礼を申し上げたいと思います。初めに、地方を取り巻く情勢についてでございます。

先般、民間組織である人口戦略会議が4月に公表した令和6年地方自治体「持続可能性」分析レポートにおいて、2020年から2050年までの30年間における若年女性人口、20歳から39歳までの女性の割合が50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体として、全国744の自治体が示されました。

本市においては、前回10年前に日本創生会議が示した報告では、若年女性人口の減少率が50%とされ、消滅可能性のある自治体として示されましたが、今回の分析レポートにおいては減少率が45%となり、対象自治体から脱却したということでもあります。

しかしながら、依然として危機に直面している現状は変わりございません。引き続き、子育て世代、女性に着目した施策に取り組むとともに、人口が減少しても、地域経済をしっかり動かすことで地域の豊かさを生み出し、行政としてのサービスを持続することにつなげていきたいと考えております。

続いて、脱炭素を取り巻く状況についてであります。

今月21日に、経済産業省が、次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた取組を発表いたしました。脱炭素を進める上での主力電源となりつつある太陽光発電は、2012年の再エネ特措法の施行以降、導入拡大が急速に進む一方で、近年、地域との共生上の様々な課題が顕在化し、地上設置型への制約が生じてきている現況がございます。

国では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、太陽電池のさらなる活用を可能とする次世代技術として、軽量かつ柔軟で、これまで設置が困難とされた場所でも導入可能となるペロブスカイト太陽電池について早期の社会実装を実現するため、検討組織である官民協議会を立ち上げたところでございます。

この官民協議会は、大学などの有識者や太陽電池の国内メーカー、関係業界団体、中央官庁、100を超える地方公共団体など官民合わせて150の団体で構成されており、次世代型太陽電池の導入目標や価格目標の設定、国内サプライチェーンの構築などを議論する予定になっております。

本市においても、次世代型太陽電池の導入、活用は、今後の脱炭素を促進する有効な取組と捉え、この官民協議会へ参画し、昨日行われた第1回の議論に参加をしたところでございます。この議論を通じて情報の収集に努め、今後の施策展開を検討してまいりたいと

思います。

次に、定額減税補足給付金、いわゆる調整給付の対応についてでございます。

6月から令和6年度分の個人住民税及び令和6年分の所得税において定額減税が実施されます。これに伴い、定額減税がし切れないと見込まれる方に対しては、調整給付金を支給する予定であります。

スケジュールとしましては、6月3日を基準日として対象者を決定し、市のほうから通知を送付いたします。マイナンバーカードとひもづけて公金受取口座の登録がされている方については、支給に必要な手続をすることなく、6月28日に指定口座への振込を予定しております。それ以外の対象者の方については、通知書に同封した確認書などを御返送いただいた後、7月以降の振込を予定しております。

次に、県におきましては、来月4日から第2回の茨城県議会定例会が開催する予定でございますが、先般の知事定例記者会見での発表によりますと、防災・減災対策の強化や人口減少、人手不足などの課題に対応した事業構造の転換を促進するため、一般会計で12億2,300万円の増額補正が上程されるとのことでございます。

市に関連する内容といたしましては、災害発生時に機能維持が求められる医療、社会福祉施設に対する太陽光発電設備等の購入費用の一部補助や、木造住宅の耐震化を促進するための耐震診断に関する支援の拡充、インバウンド客向けの県内旅行費用の一部補助、花絶景を切り口とした観光コンテンツの造成支援などが予定されております。

花絶景の取組については、市を代表するツツジや菊などのPRにつながるよう、引き続き、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、先日、本市内にあります茨城県立中央看護専門学校が、2026年度から県内初となる4年制化に移行することが県より発表がされました。急速に進展する高齢化や社会ニーズの変化により、患者の多様性、複雑性に対応するため、看護師にはこれまで以上に幅広い知識や実践力の向上が求められており、これまでの2年及び3年課程でのカリキュラムが見直されることとなります。この4年制化により、教育内容が充実し、看護師の高度人材化や就職後の定着率の向上などが期待されるところでございます。

さて、令和6年度がスタートしてから早くも2か月になります。未来に向けた笠間市づくりを進めていく中で、主な施策の状況について御報告をさせていただきます。

まず、防災対策の強化では、6月から市役所や消防、警察、自衛隊などのOBの方に、災害時の被災者支援、復旧活動等に協力してもらおう災害時支援員の募集を開始いたします。

また、地域の防災を担う消防団については、今年23日に第1回の審議会を開催し、分団の統廃合などを含めた今後の消防団の組織の在り方について議論をスタートしたところでございます。

子ども・子育てでは、4月のこども部新設により、子ども・子育てに関連する専門職が連携して、妊娠から出産、子育てへの切れ目のない必要な支援を一体的に実施するための体制をスタートいたしました。

新規事業であるこども誰でも通園事業につきましては、くるす保育所において7月から利用を開始してまいります。

地域の稼ぐ力の強化では、持続可能な農業の実践とオーガニック米をはじめとする農産品の高付加価値化などに取り組むため、有機農業を目指す生産者に対して、4月と5月に有識者を招いた栽培技術講習会を開催をいたしました。今後、有機農業実施計画の策定に向け、講習会や圃場での実証実験などを行い、12月のオーガニックビレッジ宣言につなげてまいりたいと考えております。

昨年度より改修工事を進めております笠間工芸の丘では、4月29日に新たなレストランを先行オープンし、ゴールデンウィークからの14日間で延べ4,800人強のお客様に御利用をいただきました。6月24日には、彫刻家で日本芸術院会員でもある能島征二氏のギャラリーのオープンを予定しており、笠間の食と体験、芸術を一体のテーマとした、新たな魅力を創り出す施設づくりを進めてまいります。

次に、提出議案等について御説明を申し上げます。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについての報告が2件、審査請求に関する諮問が1件、笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについてをはじめ、条例の改廃、市道路線の認定、動産購入契約の締結、さらには、令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）など議案が14件であります。

これらの議案のうち、令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正予算については、市政運営上の諸課題に対し、スピーディーかつ的確に対応するため、必要な事業について予算措置を講じることといたしました。

歳入においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金などの歳出補正関連の国県支出金や、市債などを補正するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて申し上げます。

まず、国の経済対策である臨時交付金を活用した事業についてであります。

初めに、行政区防犯灯管理支援事業についてであります。昨年度に引き続き、物価高騰の影響を受けている行政区等の負担緩和を図るため、公共性の高い行政区が管理する防犯灯について、設置基数分の電気料を補助することといたします。

次に、再配達削減支援事業でございます。

物流の2024年問題と言われる運送事業者等の労働時間の上限規制に伴う対応と、脱炭素社会の実現に向けた二酸化炭素の排出を抑制する取組として、配達事業者の再配達を削減し、環境負荷を低減するため、共働き世帯など市内の約500世帯を対象とした置き配パッ

グを設置するモニター事業を実施いたします。

次に、新紙幣対応支援事業でございます。

7月に予定されている新紙幣発行に対応する市内の中小企業者等を支援するため、現金收受機や釣銭機、券売機などの改修や更新に要する費用の一部を補助いたします。

続いて、市の事業についてでございますが、「広報かさま」のスマホ版の作成についてでございます。

本年2月と3月、市内、大沢地区と福原地区で実施した広報紙の電子回覧の実証実験の意見を踏まえ、今後の「広報かさま」及び「広報かさまお知らせ版」の本格的な電子化を見据えて、これまでのパソコンの閲覧からスマートフォンでの閲覧に適した画面構成とするため、システム改修等を行ってまいります。

次に、子ども・子育て支援機能の強化策についてでございます。

重点事業の一つである笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトStage 2に基づく取組として、総合計画における生活拠点に位置づけられた赤坂周辺地区において、一定の人口集積とともに、憩いの場である大池公園やショッピングセンターなど商業施設が集約する立地を生かし、子育て支援環境の向上を図るため、ポレポレ内に全天候型の屋内広場の整備を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン定期接種事業についてでございます。

今年度からの新型コロナワクチン予防接種の定期接種化に伴い、新たに被接種者に対し費用負担が生じることから、65歳以上の方を対象として、国の助成に加えて市からも助成を行い、被接種者の負担軽減を図ってまいります。

そのほか、諏訪クリーンパーク第1期最終処分場の最終覆土に関わる測量、設計業務や、常磐自動車道などに架かる橋りょうの修繕、市道（友）2級14号線の安全対策などについて編成しているところでございます。

その結果、今回の補正予算額は5億6,526万5,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は346億2,526万5,000円となります。

後ほど詳細については御説明申し上げますので、慎重なる審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶と代えさせていただきます。

開議の宣告

○議長（大関久義君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番西山 猛君、18番石松俊雄君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（大関久義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る5月23日に議会運営委員会を開催し、御審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長から御報告願います。

委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長 西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長（西山 猛君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、去る5月23日に令和6年第2回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、5月30日から6月13日までの15日間といたします。

本日、初日の5月30日は、会期の決定、議案の説明を受けた後、議案の一部につきましては質疑、討論、採決を行います。

なお、一般質問の通告締切りは本日の午前中まで、議案質疑の通告締切りは同じく本日の午後5時までとさせていただきます。

翌、5月31日は、議案調査のため休会といたします。

6月3日は、議案に対する質疑を行い、所管の委員会に付託をいたします。

4日、5日、6日は、付託されました議案の審査のため常任委員会を開催いたします。

7日及び翌週の10日、11日の3日間で、一般質問を行います。

なお、討論通告の締切りは、11日の午前中までとさせていただきます。

12日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の13日は、各常任委員会に付託されました議案等の審査結果を各委員会委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。それで終了となります。

以上、会期日程等について御報告をいたします。

○議長（大関久義君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月13日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から6月13日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

諸般の報告について

○議長（大関久義君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から令和5年度笠間市一般会計継続費途次繰越しについて外12件の法令等に基づく報告事項として提出されました。これについては、資料をもって報告に代えることを御了承願います。

委員会提出議案第4号 笠間市議会規則の読点の表記を改める規則について

○議長（大関久義君） 日程第4、委員会提出議案第4号 笠間市議会規則の読点の表記を改める規則についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長（西山 猛君） 委員会提出議案第4号 笠間市議会規則の読点の表記を改める規則については、国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、笠間市議会規則に用いられている読点の表記を改めるため制定するものであります。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会より提案をさせていただきます。議員各位におかれましては、御理解の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第9号））

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）

○議長（大関久義君） 日程第5、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第9号））及び報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）の2件を一括議題といたします。提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第4号、報告第5号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した、令和5年度笠間市一般会計補正予算（第9号）及び笠間市税条例の一部を改正する条例について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明い

たします。

本報告は、令和5年度笠間市一般会計補正予算（第9号）について、令和6年3月29日付で専決処分したものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、各交付金や地方交付税などの確定などにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,188万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ368億9,505万6,000円としたものでございます。

7ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

1、追加は、低所得世帯支援事業（追加給付分）をはじめ、市民球場整備事業までの6件につきまして、年度内に完了ができないため繰越明許費を設定したものでございます。

8ページを御覧ください。

2、変更は、清掃施設整備計画策定事業をはじめ、笠間図書館防犯設備更新事業までの6件につきまして、繰越限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

1款市税、1項市民税、2目法人税7,000万円の増は、業績改善等によりまして法人市民税法人税割が伸びたことによりまして増額をしたものでございます。

2款地方譲与税から13ページまで、11款地方交付税につきましては、令和5年度の交付額の決定などに伴うものでございます。

14ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入6,000万円の増は、福ちゃんの森公園運営交付金として茨城県環境保全事業団から交付されたものでございます。

続きまして、歳出でございます。

15ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費3億3,188万1,000円の増は、企業立地促進基金に積み立てるため増額をするものでございます。

4款衛生費、2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費6,000万円の増は、歳入で御説明いたしました茨城県環境保全事業団から交付された交付金を福ちゃんの森公園管理運営基金に積み立てるため増額をするものでございます。

以上で令和5年度笠間市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

本報告は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴

い、4月1日から施行が必要なものにつきまして、笠間市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

主な改正内容を新旧対照表により御説明いたします。

16ページを御覧ください。

16ページから17ページにかけては、市民税に係る減免についてでございます。

令和6年1月1日に発災いたしました能登半島地震の発生を踏まえ、災害における減免を念頭に、申告書の提出がなくとも減免を可能とする規定の追加でございます。

17ページ下段から18ページにかけては、附則第5条の2、令和6年度能登半島地震災害に係る雑損控除の特例でございます。

発災日が令和6年1月1日ということから、本来であれば令和7年度分の市民税が雑損控除の対象となるものでございますが、令和6年度の課税期間に極めて近接していることから、臨時の対応といたしまして、令和6年度分の市民税において雑損控除の特例の適用ができる規定の追加でございます。

19ページを御覧ください。

附則第7条の5から28ページ附則第7条の8にかけては、個人の市民税特別税額控除、いわゆる定額減税についてでございます。

個人の市民税の定額減税における減税の方法等の規定を追加するものでございます。

30ページを御覧ください。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてございまして、認定長期優良住宅に係る特例につきまして、申告書の提出がない場合でも、特例の適用ができることとする規定を追加するものでございます。

33ページを御覧ください。

附則第11条から37ページ附則第15条にかけては、固定資産税の評価替えに伴う土地に係る負担調整措置の延長、更新をするものと、新型コロナの影響から景気回復のために設けられた特別な措置の期間が終了したことにより、規定の削除をするものでございます。

ただいま主な改正内容について申し上げましたが、このほか法改正に伴いまして、引用条文や文言の整理など所要の改正を行っております。

15ページにお戻り願います。附則についてでございます。

第1条につきましては施行期日について、第2条につきましては固定資産税に関わる経過措置について定めるものでございます。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第4号及び報告第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

諮問第3号 審査請求に関する諮問について

○議長（大関久義君） 日程第6、諮問第3号 審査請求に関する諮問についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第3号 審査請求に関する諮問についての提案理由を申し上げます。

本諮問は、下水道使用料を請求した処分についての審査請求を棄却する裁決をいたしたく、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、諮問するものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 諮問第3号 審査請求に関する諮問についてを御説明いたします。

本件につきましては、下水道使用料を請求した処分についての審査請求を棄却する裁決をいたしたく、地方自治法第229条第2項の規定により議会へ諮問するものでございます。

1の審査請求人は記載のとおりでございます。

2の審査請求に係る処分は、上下水道部下水道課が審査請求人に対して下水道使用料を請求した処分でございます。

3の審査請求の内容でございます。

(1)の審査請求の趣旨につきましては、審査請求に係る処分を取り消すものを求めるものでございます。

(2)の審査請求の理由につきましては、アの申請者の不確知といたしまして、審査請求人及び代理人は、申請書が提出された事実を承知しておらず、かつ署名をした事実がない、また事後にも承認をしていないという主張でございます。

イの笠間市公共下水道条例施行規程の無視といたしまして、申請書には不備があるとの主張でございます。

ウの排水設備工事の接続確認の瑕疵といたしまして、条例に定める排水設備に該当しない、または適当な接続確認が行われていないとの主張でございます。

エの令和4年8月22日の現地確認についてといたしまして、処分庁である下水道課が行った現地接続確認について確認することはできないとの主張でございます。

4の棄却しようとする理由でございます。

(1)の申請者の不確知につきましては、処分庁は申請者である審査請求人と業者との合意の下に申請書が提出されたものと判断し申請書を提出し、確認通知を交付した行為は妥当である。また、業者が審査請求人及び代理人の意思を十分に確認しなかったことについての瑕疵は認められるが、処分庁のなした処分を取り消すほどの瑕疵は認められないと判断をしたところでございます。

(2)の笠間市公共下水道条例施行規程の無視につきましては、審査請求人が土地の所有者ではないため本来同意が必要であったが、審査請求人が当該住所地の上水道の利用者であり、審査請求人と土地所有者が親子で同一世帯であることが確認できたため、処分庁が確認通知書を交付したことは妥当であるといたしました。

(3) の排水設備工事の接続確認の瑕疵につきましては、本件工事は、既に公共下水道工事が行われ、検査を受けることなく公共下水道に接続して使用していると見受けられたため、令和4年8月22日に処分庁の職員が審査請求人宅を訪問し、公共下水道に接続されていることを確認しており、接続確認に瑕疵があったとは言えないと判断をしております。

(4) 令和4年8月22日の現地接続確認については、通常の検査過程と異なった形であったため、処分庁の記録といたしまして、排水設備工事に係る相談等の経緯を作成しており、当該日の記録があることから、現地接続確認を実施したことが認められると判断をし、以上のことから、処分庁が事務処理を行うに当たって、より慎重かつ丁寧な対応が必要であったと考えられるが、この事務処理に大きな瑕疵があったとまでは言えず、それをもって本件処分を取り消すまでの理由となるものではなく、審査請求人及び代理人の主張は採用することができない。よって、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきものとするものでございます。

以上で諮問第3号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第42号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第7、議案第42号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条に係る議会申合せ事項により、教育長小沼公道君の退席を求めます。

〔教育長 小沼公道君退場〕

○議長（大関久義君） 提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第42号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会教育長の小沼公道氏が令和6年6月23日をもって任期満了になることに伴い、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

教育長小沼公道君の入場を求めます。

〔教育長 小沼公道君入場〕

○議長（大関久義君） ここで、教育長小沼公道君から発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） ただいまは教育長選任議案において御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

教育長の重責を果たすべく、誠心誠意笠間の子どもたちのために取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも議員の皆様方、そして市民の皆様方の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

議案第43号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第8、議案第43号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第43号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会委員の菊池由美氏が令和6年6月23日をもって任期満了となることに伴い、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第44号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第9、議案第44号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第44号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めること

についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市等公平委員会委員の河原井規夫氏が令和6年6月22日をもって任期満了になることに伴い、新たに山口栄一氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及び笠間市等公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第45号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議案第46号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議案第47号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第10、議案第45号から議案第47号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第45号から議案第47号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和6年6月22日に満了することに伴い、宇津義和氏及び野口文男氏を再任し、新たに常行卓朗氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いいいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第47号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第45号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第46号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第47号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意するこ

とに決定いたしました。

議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第11、議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げと、低所得世帯に対する軽減措置に係る所得判定基準の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページを御覧願います。

第3条第3項の後期高齢者支援金等課税額について、ただし書の課税限度額22万円を24万円に改めるものでございます。

また、第19条の国民健康保険税の減額につきましても、後期高齢者支援金等課税の限度額22万円を24万円に改めるものでございます。

次に、4ページを御覧願います。

第19条第2号の国民健康保険税の減額について29万円を29万5,000円に、また同条第3号の53万5,000円を54万5,000円に改めるものでございます。

最後に、2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、条例の規定は令和6年4月1日から適用するものでございます。

以上で議案第48号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第12、議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、太陽光発電設備設置事業と地域とのさらなる調和及び事業地の維持管理体制の強化を目的とし、所要の改正をするものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税君登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第49号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、太陽光発電事業と地域の生活環境、自然環境との一層の調和を図り、維持管理体制の強化を目的とし、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

4ページを御覧願います。

第2条第1項第8号に環境影響評価の用語の定義を加え、第7条の2に環境保全措置の条項を加えるものでございます。

続きまして、第9条の2におきましては、事業者と行政区との間での協定締結を義務化する条項を加えるものでございます。

続きまして、5ページを御覧願います。

第16条第1項は、事業者により事業地の維持管理状況の報告を義務づけるための条項を加えるものでございます。

3ページにお戻りいただき、附則といたしまして、この条例は、周知期間を考慮し、令和6年10月1日から施行することとしております。

以上で議案第49号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について

○議長（大関久義君） 日程第13、議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、所期の目的を達成したため廃止するものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について御説明いたします。

本基金は、笠間市稲田の故郡司長男氏の篤志寄附を原資として、社会福祉事業の着実な推進を図るため、昭和62年に旧笠間市において基金設置し、併せて条例を制定したものでございます。

利子を含めた1,516万9,388円を新市に引き継ぎ、これまで主にこども育成支援センター立ち上げ時における備品購入や、地域福祉センター施設の整備工事費等へ充当し、社会福祉事業の着実な推進を図るため適切に運用してまいりました。

今般、令和5年度の一般財源への充当をもって原資がなくなるため廃止するものでございます。

2ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日より施行するものでございます。

以上で議案第50号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第51号 市道路線の認定について

○議長（大関久義君） 日程第14、議案第51号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第51号 市道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、道路改良事業及び開発行為に伴う路線の認定をするものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税君登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第51号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

今回の市道路線の認定につきましては、認定する路線7路線をお諮りするものでございます。内容につきましては、2ページに一覧表を載せてございますので、御覧いただきたいと思っております。この一覧表には、認定する路線の路線名と、それぞれの起点、終点、延長、幅員等を記載してございます。

続きまして、3ページを御覧願います。認定する路線の全体の位置図でございます。

それでは、詳細につきましては御説明申し上げます。

4ページが位置図、5ページが詳細図でございます。鯉淵地内の道路改良事業に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページを御覧願います。平町地内で、民間事業者の開発行為に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、8ページと9ページを御覧願います。旭町地内で、民間事業者の開発行為に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、10ページと11ページを御覧願います。こちらも下郷地内で、民間事業者の開発行為に伴い、路線の認定をするものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第52号 動産購入契約の締結について

○議長（大関久義君） 日程第15、議案第52号 動産購入契約の締結についてを議題とい

たします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第52号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 消防長菌部恵一君。

〔消防長 菌部恵一君登壇〕

○消防長（菌部恵一君） 議案第52号 動産購入契約の締結について御説明申し上げます。

契約の目的でございますが、消防力の充実強化のため、消防団に配備している老朽化した消防ポンプ自動車1台を更新するためでございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札で契約金2,288万円、うち消費税が208万円でございます。

契約の相手方は、東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司でございます。

以上で議案第52号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

○議長（大関久義君） 日程第16、議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第291条の11の規定により提出するものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について御説明申し上げます。

初めに、広域連合規約は、広域連合の名称や構成市町村で共同処理する事務など、基本的事項を定めた広域連合の存在根拠となるもので、この規約を変更する際には、地方自治法の規定により、全ての構成市町村において議会の議決を経た上で、協議により県知事の許可を受けなければならないとされております。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が廃止となることに伴い、所要の変更をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3 ページを御覧願います。

第11条中第3項の正副広域連合長は、本来、広域連合議員を兼ねることができないため、条文を削除するものでございます。

また、別表第1では、第2号及び第3号の条文において、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものでございます。

続きまして、4 ページを御覧願います。

別表第2の備考第1号及び第2号の条文において、3月31日を1月1日に改めるものでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この規約は地方自治法第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可があった日から施行するものでございます。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、変更後の別表第2、備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用するものでございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大関久義君） 日程第17、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）及び議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）及び議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計及び国民健康保険特別会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,526万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ346億2,526万5,000円とするものでございます。

5 ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

地域交流センターいわま指定管理料をはじめ5件につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

6 ページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございます。

市道整備事業債（幹線道路整備事業）をはじめ7件につきまして、国庫補助金の内示等に伴い起債限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて説明いたします。

9 ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,900万円の増は、防犯灯管理費補助金の財源といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額するものでございます。

5目土木費国庫補助金845万3,000円の増は、道路橋りょう費などに関する補助金の内示に伴うものでございます。

7目消防費国庫補助金250万円の増は、ハザードマップ作成の財源といたしまして、防

災・安全交付金を計上するものでございます。

10ページを御覧ください。

18款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金2,010万円の増は、かさまスポーツコミッション事業の財源といたしまして、地方創生応援税制寄附金2,000万円の計上が主なものでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億9,513万9,000円の増は、今回の補正予算の財源調整のために繰入れをするものでございます。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入1億1,015万円の増は、新型コロナワクチン定期接種事業の財源といたしまして、新型コロナワクチン接種助成金1億375万円、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会事業と台湾スナッグゴルフ交流事業の財源としまして、スポーツ振興くじ助成金640万円を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費570万円の増は、能登半島地震における被災地への職員派遣といたしまして、3節職員手当等に時間外勤務手当282万円を主なものとして計上するものでございます。

6目企画費3,000万円の増は、18節負担金補助及び交付金に、ショッピングセンターポレポレ内に全天候型の屋内広場を整備するため、子育て拠点整備事業費負担金を計上するものでございます。

13ページを御覧ください。

13目市民活動費1,829万6,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、物価高騰により電気料金の影響を受けている行政区の負担を軽減するため、防犯灯管理費補助金を主なものとして計上するものでございます。

16目定額減税補足給付費2億3,000万円の増は、19節扶助費に令和6年度の個人住民税課税データに基づき、定額減税補足給付金を増額するものでございます。

14ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1億3,081万7,000円の増は、12節委託料に新型コロナワクチン予防接種が定期接種とされたことに伴い、予防接種委託料1億2,875万円を主なものとして計上するものでございます。

15ページを御覧ください。

5目環境衛生費1,266万5,000円の増は、12節委託料に配達事業者の再配達を削減するため、再配達削減モニター事業委託料742万5,000円を主なものとして計上するものでございます。

2項清掃費、2目塵芥処理費1,061万5,000円の増は、12節委託料に諏訪クリーンパーク

第1期最終処分場埋立ての終了に向けた最終覆土を行うための測量設計等委託料を計上するものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費750万円の増は、18節負担金補助及び交付金に新紙幣に対応した券売機等への改修、更新費用を補助し、市内の中小事業者の支援をするため、新紙幣対応支援事業補助金を計上するものでございます。

16ページを御覧ください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費1億8,007万4,000円の増額は、14節工事請負費に国庫補助金の内示に伴い、橋りょう維持補修整備工事費1億8,282万5,000円の増が主なものでございます。

18ページを御覧ください。

9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費2,008万8,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、プロスポーツと連携したまちづくりを推進するため、かさまスポーツコミッション事業負担金2,000万円を主なものとして計上するものでございます。

以上で令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億5,839万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入でございまして。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備補助金411万4,000円の増額は、被保険者等への加入者情報の送付など国の通知による事務に係るシステム改修費について、国庫補助金を収入するものでございます。

次に、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金128万4,000円の増額は、同様に国通知による事務の実施に伴う業務委託費のうち、事務費分について一般会計より繰入れするものでございます。

続いて、歳出でございまして。

7ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費539万8,000円の増額は、被保険者に対する加入者情報等の送付に係る通信運搬費の補正及びオンライン資格確認結果や被保険者証

等の表示内容確認機能の導入に係るシステム改修費等について補正するものでございます。

以上で議案第55号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月3日午前10時に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 西 山 猛

署 名 議 員 石 松 俊 雄